

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	<p>本事業は、対象地区の幼児（2歳～5歳）が、「子どもにやさしい」環境を整えた幼稚園において、養護、保護、教育、社会的しつけの要素を含む、包括的な権利基盤型のカリキュラムによる幼児教育を受けられるようになることを目的とする。</p> <p>＊「子どもにやさしい幼稚園」とは生活の大半を過ごす幼稚園の場を通し子どもたちに以下の機会が最大限に確保されるものと定義する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 養護：健やかな身体的発達と十分な栄養が与えられる。 2) 保護：生命の危機や精神的な危害に合うリスクが最小限に抑えられる。 3) 教育：年齢に則した教育を受ける機会が最大限確保される。 4) 社会的しつけ：社会参加と自立心を実現するための社会的・道徳的教養を身に付ける。
(2) 事業の必要性（背景）	<p>本事業の必要性や計画は、2009年から教育省やUB市・地区の教育課の幼児教育担当者と繰り返し進められてきた。その背景には、2006年以降に改善が進められたさまざまな教育に関する政府の取り組み（マスタープランの開発・ミレニアム開発目標達成のための包括的国家開発戦略・「就学前教育法」の施行・義務教育10年から12年への移行とそれに伴う入学年齢6歳への引き下げ）により入園率は改善しつつある一方、教育の質面では遅々として進んでいない現状があった。特に、上述の数々の政府の教育政策に一貫して掲げられている「子どもの主体性を尊重し学齢にあった適切な教育の場の提供」が現場で実践されていない実態に、教育関係者も懸念し始めたからである。個々の子どもの身体的、認知的発達を軽視した教室運営に対する問題意識が高まりつつある理由に、現在SCJが実施する「暴力のない公平な教育環境推進事業（JICA草の根技術協力事業）」が評価され、支援対象拡大の要望が高まってきたこともある。そのような政府の教育政策の認識と、幼稚園運営の現状との乖離が埋まらない理由には、以下のような社会的背景がある。</p> <p><u>1. 子どもを中心とした教授法・運営方法・国家監査システムのあり方</u></p> <p>幼稚園で幼児教育に関わる職員（幼稚園教諭・幼稚園教諭助手・幼稚園医）全員が幼児教育の専門的知識を得た人材というわけではない。またはそうであっても日常的に情報を得る機会、現職教員研修の機会は極小であり、教師としての資質を伸ばしていくことが大変困難な現状である。国の唯一の卒業後教育機関として認定されているモンゴル国立教育大学も、予算と人事不足のため、幼稚園教諭に対しての教育カリキュラムの改善は進んでおらず、また助手・園医に対しての卒業後教育カリキュラムは存在せず、就職に必要な資格も不明確である。</p> <p>幼稚園運営方法に関しては、就学前教育法施行以来、人事や予算管理に携わる管理者や行政役人の責任が更に求められるようになったが、幼児教育の本質的な意義や幼児期の発達に関する理解は極めて低い現状がある。また、それら管理責任者を監督する国の機関であるSSIAの監督方法は、「就学前教育法」によって明確化されたにもかかわらず、現場からは「子どもたちの生活する現状に則したものではない」と不満は大きい。</p> <p><u>2. 幼児教育における保護者の理解と幼稚園運営参加</u></p> <p>幼稚園の質の改善が停滞する別の要因として、幼稚園運営の保護者参加が極小であることも挙げられる。予算を含む運営から教育内容まで幼稚園任せにする傾向が未だ強い。就学前教育法では保護者の積極的な参加も促しているが、園側の理解の未熟さ、不十分な相互理解からおこる不信感、PTAの未発達のため、進展は遅延している。</p> <p><u>3. 子どもの養護・保護という視点に立った幼稚園の施設設備</u></p> <p>子どもの健康管理に関しては、日本の「学校保健法」のような規定がなく、幼稚園任せである。多くの幼稚園は1年に3回身体測定を実施しているが、子どもや保護者への保健教育や、病気や障がいなどの早期発見や治療につなぐことを目的とした実施とはい</p>

	<p>がたい。UB市の統計によると担当園医がいない幼稚園は5割とされるが、これらの園の健康診断が医師との連携によって実施されているかは、SSIAも把握していない。</p> <p>施設設備に関してほとんどの幼稚園が、1990年以前に建てられた建物であるため質・量ともに課題が多い。特に急激な地方からの移民を迎え入れるゲル地域では、上下水道を整えていない幼稚園もあり、細菌感染症などの心配を抱える。また幼稚園と行政の社会保障サービスとの連携は弱く、生活保護支援対象家庭の子どもが受けるべき公的サービスが受取できないケースも少なくない。</p>
<p>(3) 事業内容</p>	<p>上述の目的を達するための3年計画の内、今回は1年目の事業として以下のような活動内容を実施する計画である。</p> <p><u>活動1. 「子どもにやさしい幼稚園」運営のための人材育成</u></p> <p>1.1. 持続可能な幼児教育関係者の人材育成システムの確立</p> <p>持続可能な「子どもにやさしい幼稚園」のモデルを作り出すためまず、幼児教育関係行政役人や幼稚園からの代表者など4地区で合計10名を選抜し、地区の中で中心的存在となる人材を育成するための研修を実施する。その後それらの指導者が講師となり、対象幼稚園から合計300名を選抜し、2回に分けて研修を実施する。研修後にはフォローアップのためのワークショップを開催し、各幼稚園内、または周辺の幼稚園がユニットを作って運営する「情報交換や学びあいのための場」の運営方法を模索する。具体的には、日本で言う「公立図書館」のような機能を持つ場をイメージしている。</p> <p>1.2. 幼児教育関係者の卒後教育システムの質の向上と確立</p> <p>モンゴル国立教育大学幼児教育学科と連携し、幼児教育に関わる人材、特に幼稚園教諭、幼稚園教諭助手、そして幼稚園医の卒後教育カリキュラムの見直しのためのワークショップを、幼児教育関係者や大学教諭ら15名を招き開催する。その後、作成された新カリキュラムを指導できる教員の育成研修を、10名の大学教員対象に実施する。</p> <p>1.3. 「子どもにやさしい幼稚園」運営の推進</p> <p>幼稚園管理職員及び行政役人対象に、2008年に施行された就学前教育法の理解促進と法に準拠した学校運営監理が根付かせる目的で研修を実施する。具体的には、4地区から合計6名の指導者を選抜し育成する。その後、対象幼稚園などから40名を選抜し研修を実施する。研修後にはフォローアップのためのワークショップを開催する。</p> <p>1.4. 国家監査局によるモニタリングの質的向上と継続した実施</p> <p>SSIAのモニタリング内容を正しく理解し、幼稚園とSSIA間の相互理解を促すためのワークショップを、SSIA職員、幼児教育関係行政役人及び幼稚園からの代表者など4地区で合計50名を対象に2回開催する。同様に、SSIAによるモニタリング内容を見直す目的でワークショップを2回開催する。</p> <p><u>活動2. 保護者の「子どもにやさしい幼稚園」の理解と幼稚園運営への積極的参加支援</u></p> <p>2.1. 保護者と幼稚園の連携強化</p> <p>子どもが持つ権利、そして義務履行者として親が果たすべき責任について、幼稚園がどのように保護者と連携し協力して義務を果たしていくのか、「保護者支援のための幼稚園教諭指導書」を開発する。そして、その指導書を使って指導できる指導者を約8名育成する。その後、対象幼稚園から合計150名選抜し研修を実施する。研修後には、研修受講者が代表となり、各幼稚園で保護者支援の年間計画を作成することができるようになるため、ワークショップを随時開催する。</p> <p>2.2. 保護者会の設立と運営の推進</p> <p>保護者会の意義や設立のノウハウを持つ幼児教育関係者を、4地区で合計20名育成する。その後各幼稚園が中心となり、合計200名の保護者を対象として、保護者会の立ち上げのための研修を実施する。また実際の保護者会立ち上げに向けてのフォローアップのワークショップを開催しバックアップ支援をする。</p> <p><u>活動3. 「子どもにやさしい幼稚園」に必要な施設・設備の基準の見直しとその支援</u></p>

	<p>3.1. 設備基準や環境設定の見直しとそのギャップの明確化 幼稚園教諭や保護者が実施する「子どもにやさしい幼稚園」の運営の経験から設備基準や教室や園庭の環境設定を見直し、現実とのギャップを明らかにする。またそのギャップに対しての行政の自助努力、SCJの支援内容を検討するワークショップを開催する。</p> <p><u>活動4. 啓発活動</u></p> <p>4.1. 事業の目的達成に向けて関係者一同の協力や理解を得るための啓発活動実践に向け、まず事業開始当初に具体的内容を話し合うためのワークショップを開催する。1年間で、キャンペーン1回、TVコマーシャル放映1セット（9回の放映を2週間ほど）、ニュースレター2回を実施する。</p>
<p>(4) 持続発展性</p>	<p>事業の目的は、幼稚園関係者の「能力向上」という一時的な人材育成支援ではなく、幼稚園や行政役人が人材育成のためのシステムをいかに構築するかというレベルまで支援するものである。そのため、国立の教育機関である「モンゴル国立教育大学幼児教育学科」との連携は重要である。同時に既存のシステムや人的資源を掘り起こし、有機的なネットワーク強化の後押しをする。</p> <p>また、幼稚園運営に関わるすべての関係者を巻き込む体制を整えることがこの事業の特徴であり、本事業のインパクトがより効果的に現れ、持続発展していくと考える。具体的には、事業ワーキンググループを通じた事業活動詳細企画・実施・モニタリングへの主体的参加を促進する。その結果、主要関係行政機関の連携強化、更にはオーナーシップが涵養され、「子どもにやさしい」環境を整えた幼稚園に取り組むセクターワイド且つ自立発展的な体制を根付かせる。</p> <p>加えて、主要なカウンターパートとして地方行政を挙げていることも特徴である。支援の対象は地方行政管轄下にある公立幼稚園であり、常に地方行政の開発計画や予算状況との関連性を重要視し事業を進めていく。その結果、事業終了後無理なく自立できるよう配慮していく。(添付資料3：プロジェクト・ステークホルダー)</p>
<p>(5) 期待される効果と成果を測る指標</p>	<p>1年目の直接裨益者数は2,756名（うち2歳から5歳までの対象幼稚園の幼児数2,400名）、間接裨益者数は133,831名（うち2歳から5歳までの対象地域における不就園幼児数935名）となる。詳細は、「添付資料4：事業実施1年目の裨益者数詳細」参照。</p> <p>また、期待される効果は（3年間）、以下の通りである。</p> <p>1. 各幼稚園内、地区内、またはモンゴル国立教育大学で、「子どもにやさしい幼稚園」について定期的に学ぶシステムが確立されることで、対象地区の</p> <p>① 70%の幼稚園教諭の「子どもにやさしい教授法」の知識・指導能力が向上し実践する。 ② 50%の幼稚園教諭助手と幼稚園医が、「子どもにやさしい幼稚園」を正しく理解し、幼稚園教諭とともに幼稚園運営に積極的に関わる。 ③ 70%の幼稚園管理職員が、「子どもにやさしい幼稚園」を正しく理解する。 ④ 50%の幼稚園が、「子どもにやさしい幼稚園」運営監理を実施する。 ⑤ UB市のSSIA監査官が、年間監査計画に「子どもにやさしい幼稚園」実施に特化した監査内容を盛り込む。 ⑥ UB市のSSIA監査官が、「子どもにやさしい幼稚園」に特化した監査結果を提言としてまとめ、主要関係機関に提出する。</p> <p>2. 幼稚園が保護者のための勉強会や、保護者会との連携を強化する中で、</p> <p>① 50%の任意で選ばれた保護者が、子どもが持つ権利、そして義務履行者として親が果たすべき責任について理解を深め、積極的に取り組む意欲を見せる。 ② 50%の保護者会のメンバーが、幼稚園運営に積極的に参加し、貢献を実感する。 ③ 50%の任意に選ばれた対象地区の一般市民が、子どもが持つ権利、そして義務履行者として親が果たすべき責任について理解を深める。</p>

	3. 「子どもにやさしい幼稚園」に必要な施設・設備の基準や教室や園庭の環境設定を見直し、そのギャップを埋める支援を行うことで、50%の対象幼稚園が「子どもにやさしい幼稚園」の施設・設備を整える。
--	---